

## 自立支援医療（精神通院）

自立支援医療（精神通院）は、精神保健および精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する症状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

### 対象者

通院による精神疾患の医療を必要とする方

### 内容

精神障害者が通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療費を公費負担する制度です。適用を受けると、自己負担が一割になります。ただし、所得水準に応じて1か月の自己負担上限額が設定されます。さらに、症状が「重度かつ継続」の方は、負担上限額が軽減されます。

### 自己負担上限額

世帯における所得区分	「重度かつ継続」に該当する場合の自己負担上限額	「重度かつ継続」に非該当の場合の自己負担上限額
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯 (かつ本人収入額80万円以下)	2,500円	2,500円
市町村民税非課税世帯 (かつ本人収入額80万円以上)	5,000円	5,000円
市町村民税所得割額 世帯全員の合計33,000円未満	5,000円	医療保険の自己負担限度額まで 1割負担
市町村民税所得割額 世帯全員の合計235,000円未満	10,000円	医療保険の自己負担限度額まで 1割負担
市町村民税所得割額 世帯全員の合計235,000円以上	20,000円	制度適用外

\*この制度での世帯は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とみなし、住民票上の同一世帯ではありません。

#### 「重度かつ継続」とは

- 医療保険の高額療養費で多数該当の方（過去1年間に高額療養費の支給を3回以上受けた方）
- 次の疾患の方
  - ・症状性を含む器質性精神障害
  - ・精神作用物質使用による精神および行動障害
  - ・統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
  - ・気分障害（うつ病や躁うつ病など）
  - ・てんかん

●3年以上の精神医療の経験を有する医師により、以下の症状を示す精神障害のための計画的集中的な通院医療を継続的に要すると診断されたことによって認定を受けた方

- ・ 情緒および行動の障害
- ・ 不安および不穏状態

自立支援医療（精神通院）の「経過的特例」（一定所得「市町村民税得割額世帯全員の合計 235,000 円以上」の世帯で、受診される方が「重度かつ継続」に該当する場合、特別に有効期限を定めて、その期限まで自立支援医療の支給対象とする制度）が平成 31 年 3 月 31 日で終了します。

**申請に必要なもの**

申請区分	必要な物	
新規 更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書</li> <li>・ 自立支援医療（精神通院）用診断書 （＊新規申請・医療用 2 年目、手帳用 2 年目の方のみ） ＊精神障害者保健福祉手帳と同時に申請される方は、手帳用診断書で手帳申請と同時に申請が可能です。</li> <li>・ 健康保険証</li> <li>・ 市町村民税などの調査同意書 または、世帯の課税状況および収入がわかる証明書 （障害年金などの払込通知書などの写し＊受給している方のみ）</li> <li>・ 自立支援医療受給者証（＊更新の方）</li> <li>・ 印鑑</li> <li>・ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書</li> </ul>	
変更	医療機関の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書</li> <li>・ 自立支援医療受給者証</li> <li>・ 印鑑</li> <li>・ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書</li> </ul>
	住所の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援医療受給者証等記載事項届（精神通院）</li> <li>・ 自立支援医療受給者証</li> <li>・ 印鑑</li> <li>・ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書</li> </ul>
	住所の変更（県外または仙台市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規申請と同じ</li> </ul>
	健康保険証の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援医療受給者証等記載事項届（精神通院）</li> <li>・ 自立支援医療受給者証</li> <li>・ 健康保険証</li> <li>・ 印鑑</li> <li>・ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書</li> </ul>

再発行	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自立支援医療費受給者証（再発行・返納）届（精神通院）</li><li>・ 印鑑</li><li>・ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書</li></ul>
-----	---

\*他市町村へ転出した場合は、転出先の担当窓口で手続きして下さい。

### 要否の判定

- ・ 申請された内容が公費負担の対象として適当であるかについて、県知事が承認、不承認を決定します。（審査は宮城県精神保健福祉センターで行います。）
- ・ 申請から承認まで、約1か月から2か月かかりますが、承認は申請日にさかのぼり適用となります。承認後、健康長寿課から受給者証と上限額管理表を郵送します。

### 有効期間

毎年、更新手続きが必要です。更新する場合は、期限の切れる3か月前から更新申請をすることができます。お早めに手続き下さい。

### 関連リンク

- ・ 精神保健福祉センター（宮城県公式ウェブサイト）
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）

### お問い合わせ

松島町健康長寿課健康づくり班

〒981-0203

松島町根廻字上山王 6-27（保健福祉センターどんぐり）

電話：355-0703